

# 船舶事故調査報告書

令和元年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年7月9日 04時51分ごろ
発生場所	北海道積丹町 <sup>しゅこたん びくに</sup> 美国漁港北西方沖 美国港外防波堤灯台から真方位308° 1,650m付近 (概位 北緯43° 18.6′ 東経140° 35.5′)
事故の概要	漁船 <sup>ぼうしやう</sup> 寶松丸は、北西進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年7月10日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 寶松丸、0.2トン HK3-102849（漁船登録番号）、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 操縦者B
負傷者	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A なし B 船外機に濡損及びオールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日出時刻：04時05分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、うに漁を行う目的で、僚船と共に約12ノットの対地速力で漁場に向け北西進中、船長Aが、船尾部の渡し板に腰を掛け、船首方を向いていたものの、船首浮上により死角が生じた状態で航行を続けていたところ、B船と衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、機関を停止し、釣りをを行いながら漂泊中、操縦者Bが、A船を含む接近する船団を認めたものの、航行中のA船が漂泊中のB船を避けると思い、漂泊を続けていたところ、A船と衝突した。 B船は、本事故当時、先端に旗をつけた約3m <sup>さお</sup> の竿を立てていた。
分析	A船は、北西進中、船長Aが、船首浮上により死角が生じた状態で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂泊中、操縦者Bが、A船を含む接近する船団を認めたものの、航行中のA船が漂泊中のB船を避けると思い、漂泊を続けたこ

	とから、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船が北西進中、B船が漂流中、船長Aが、船首浮上により死角が生じた状態で航行を続け、また、操縦者Bが、A船を含む接近する船団を認めたものの、航行中のA船が漂流中のB船を避けると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中、船首方に死角が生じる場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。</li><li>・漂流中であっても、接近する他船を認めたときは、他船が避けると思わずに余裕のある時機に機関を始動するなどして衝突を避ける措置をとること。</li></ul>